

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 3 月 23 日付 3 対振総第 186 号及び同第 187 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）並びに同月 31 日付 3 対振総第 190 号で行った公文書開示決定（以下第 186 号による処分を「本件処分 1」と、第 187 号による処分を「本件処分 2」と、第 190 号による処分を「本件処分 3」といい、以下 3 件の処分を「本件処分」と総称する。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、令和 4 年 3 月 11 日付けで①及び②の対象期間、同月 28 日付けで③の対象期間における以下の内容について、3 件の開示請求（以下「本件開示請求」と総称する。）を行った。

対馬振興局の事業場（対馬市巖原町宮谷 224 番地）について、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の規定に基づいて対馬振興局で選任された衛生管理者自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

- ①令和 3 年 4 月 1 日～6 月 30 日
- ②同年 8 月 1 日～10 月 31 日
- ③同年 7 月 1 日～7 月 31 日

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「職場巡視を実施していない為」として、令和 4 年 3 月 23 日付けで対象期間①について本件処分 1 を、対象期間②について本件処分 2 を行い、対象期間③については、「安全衛生委員会開催状況報告書」及び「令和 3 年度第 1 回職場巡視指摘事項及び改善点」を特定し、同月 31 日付で本件処分 3 を行い、審査請求人に通知した（以下本件処分 1 にかかる文書を「本件文書 1」と、本件処分 2 にかかる文書を「本件文書 2」と、本件処分 3 にかかる文書を「本件文書 3」といい、以下これらの文書を「本件文書」と総称する。）。

### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 4 年 6 月 18 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、追加で対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める」というものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 安衛法第 12 条第 1 項では、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第 10 条第 1 項各号の業務（第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第 1 項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。」とされている。労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる長崎県知事に課されている。つまり、安衛則第 11 条第 1 項の規定に基づいて、「少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し（中略）必要な措置を講じなければならない」とされている。
- (2) 一般に労務管理においては、「一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること」とされている。この例に倣って、暦週の初日を日曜日と設定すると、対象期間①においては、4 月 4 日日曜日から 6 月 26 日土曜日までに満 12 週ある。また、対象期間②においても、8 月 1 日日曜日から 10 月 30 日土曜日までに満 13 週ある。そして、対象期間③につき、7 月 4 日日曜日から 7 月 31 日土曜日までにも満 4 週ある。つまり、「少なくとも毎週一回」の頻度の作業場等の巡視が履行されているならば、それぞれの対象期間に、対象文書は少なくとも 12 件、13 件及び 4 件以上の作業場等の巡視の結果が分かる資料があつてしかるべきである。

しかしながら、本件処分1及び2においては対象文書が不存在とされ、本件処分3においては、7月30日に実施された衛生管理者の作業場等の巡視の結果が分かる資料のみが本件文書3として特定されている。対象期間③においては、ほかに3件の文書が特定されてしかるべきである。これらは日曜日を暦週の初日と定義した場合であるが、いずれの曜日を週の初日に設定しても本件処分で示された事情では、文書の特定が不十分である。

(3) ところで、令和4年6月8日付長崎県情報公開審査会答申第100号において、対馬振興局では、令和3年4月1日から6月30日まで及び8月1日から10月31日までの間に、事業場で選任された産業医が安衛則第15条の規定に基づく作業場等の巡視を定期的実施していなかったとされている。これは、安衛法及び安衛則に抵触する状況にある。そもそも、安衛則第15条において、同条各号に掲げられた情報の提供を産業医に行う場合に、毎月一回とされる産業医の巡視の頻度を緩やかにしても差し支えないとされている。産業医が作業場等の巡視を毎月定期的実施されていない場合には、安衛則第15条第1号「第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果」にかかわる情報を事業場で選任されている産業医に情報提供されているはずである。情報提供すべき内容は、多岐にわたる項目である（解釈例規）から、すべての事項を諳んじて正確に産業医へ口頭で情報提供することは困難である。よって、衛生管理者が作業場等の巡視を実施した場合には、衛生管理者等の長崎県職員が産業医への伝達のために作成したメモ等があるべきである。現に、本件文書3が作成されており、ほかの暦週においても、安衛法及び安衛則の規定に基づく措置義務を確実に履行し、長崎県知事が職員の安全配慮義務を確実に果たしていることを示す同様の資料があるはずである。よって、本件処分1及び2における「公文書を保有していない理由」における「職場巡視を実施してない為」とする事情は到底信じがたい。そして、対象期間③において、ほかに3件の対象文書がやはり特定されてしかるべきである。

(4) 以上から、対象文書が存在しないとす本件処分1、2及び令和3年7月30日の資料しか特定されていない本件処分3並びに「公文書を保有していない理由」の提示は、安衛法の規定（安衛法第12条第1項・安衛則第11条第1項及び安衛法第13条第1項・安衛則第15条第1号）に抵触している状態であり、合理的でない。よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分について

本件開示請求の内容は、対馬振興局の事業場について、対象期間①、②及び③において安衛法に基づいて対馬振興局で選任された衛生管理者自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

対象期間①及び②においては、衛生管理者による作業場等の巡視を行っていないため、当該文書は作成しておらず、不開示決定（公文書不存在）とした。

対象期間③については、当該期間において衛生管理者による作業場等の巡視を1回行っており、当該巡視について作成した文書を開示決定した。

## 2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、衛生管理者による作業場等の巡視が行われているはずであるから、対象期間①において12件以上、対象期間②において13件以上の文書が作成され存在するはずであり、また対象期間③において1件のほかに3件以上の文書が作成され存在するはずであり、よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

しかしながら、前記1で述べたとおり、対象期間①及び②において衛生管理者による作業場等の巡視を行っていないため当該文書は作成しておらず、また、対象期間③において衛生管理者による作業場等の巡視を行ったのは1回であり、それ以上の巡視を行っていないため、当該1回の巡視にかかる文書以外の文書は作成していない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

## 2 本件文書の保有の有無について

### (1) 衛生管理者について

衛生管理者については、安衛法第12条第1項及び労働安全衛生法施行令第4条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから衛生管理者を選任し、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進等、衛生に係る技術的事項を管理させなければならないとなっており、安衛則により、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとなっている。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。

ア ①及び②の期間中、対馬振興局において衛生管理者による職場巡視は実施していないとのことであった。安衛則上の対応については格別、本件文書1及び本件文書2が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存）とした本件処分1及び本件処分2は妥当である。

イ ③の期間中、対馬振興局において衛生管理者による職場巡視を行ったのは、7月30日の1回のみとのことであった。安衛則上の対応については格別、本件文書3以外に文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関が本件文書3を特定して行った本件処分3は妥当である。

ウ したがって、本件処分はいずれも妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年8月19日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年10月18日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年11月15日	・審査会（審査）
令和4年11月21日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長